

# 「滋賀県がん対策推進計画」の改定について

厚生・産業常任委員会  
平成24年(2012年)10月4日  
健康福祉部健康長寿課

計画の期間 ; 現行計画 平成20年度～平成24年度(5年間)  
次期計画 平成25年度～平成29年度(5年間)

## 計画の位置づけ

- ・がん対策基本法に規定する「都道府県がん対策推進計画」
- ・「滋賀県保健医療計画」、「健康いきいき21」(健康増進計画)と整合性を図る。

## 計画策定の趣旨

- ・本県のがんによる死亡者数は年々増加し、平成22年は3,448人(死因の一位)
- ・「がん対策基本法」施行(19年4月)、国「がん対策推進基本計画」に沿って本県のがん対策を推進してきた。
- ・平成24年度、国が策定した「がん対策推進基本計画」を踏まえて、計画を改定する。

# 計画の骨子(案)

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 基本方針
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間

## 第2章 本県のがんに関する現状

- 1 死亡
- 2 罹患
- 3 検診
- 4 医療

## 第3章 全体目標

- がんによる死亡者の減少
- すべてのがん患者・家族の苦痛の軽減、療養生活の質の維持向上
- がんになっても安心して暮らせる社会の構築

## 第4章 重点的に取り組むべき課題

- 1 がんの予防と早期発見
- 2 がんの医療の提供
- 3 がん患者と家族への支援
- 4 がん登録

## 第5章 分野別施策および目標

- 1 がんの予防
- 2 がんの早期発見
- 3 がんの医療
- 4 医療機関の整備等
- 5 医療に関する相談支援・情報提供
- 6 がん登録
- 7 生活と治療の両立支援

## 第6章 それぞれの主体の役割

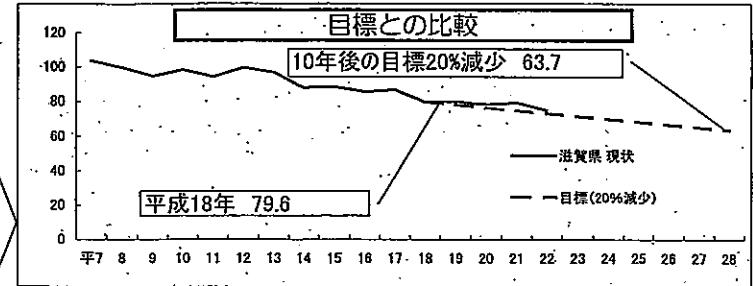
- 1 県民
- 2 患者団体
- 3 医療機関等
- 4 検診機関
- 5 事業者、保険者
- 6 マスメディア
- 7 行政

# 計画の概念と現状・課題〔素案〕

平成24年9月21日現在

全体目標(平成18年度から10年間)

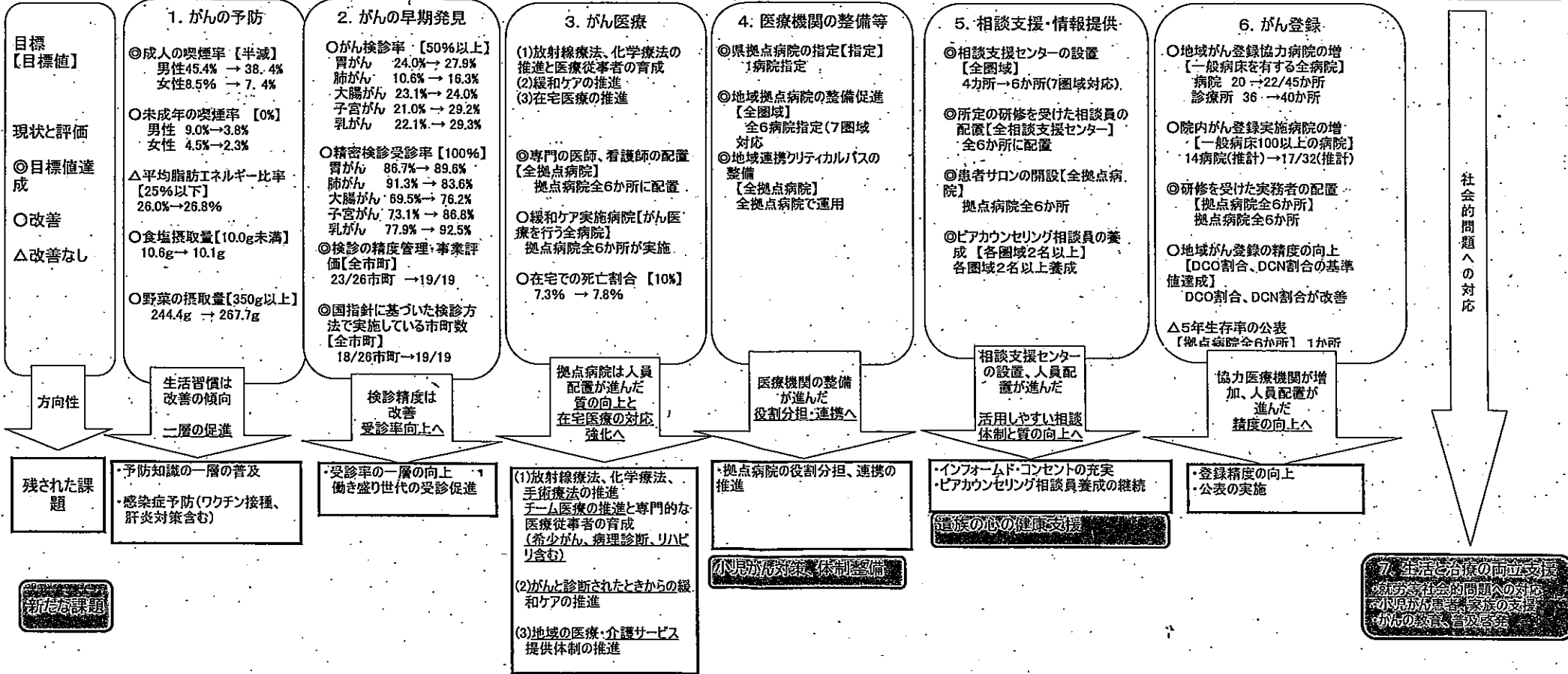
- がんによる死亡者の減少【75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少 人口10万対63.7へ】
- すべてのがん患者およびその家族の苦痛の軽減ならびに療養生活の質の維持向上
- 新●がんになっても安心して暮らせる社会の構築



現状  
○75才未満年齢調整死亡率の減少 H18年79.6→H22年75.0

## 成果

## 分野別施策と目標



新たな課題